

議会議案第 9 号

八尾市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正の件

八尾市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年八尾市条例第16号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 30 日 提出

議会運営委員会委員長 松 本 剛

理 由

議員の調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を充てることができ、経費の範囲に会派又は議員が行う要請又は陳情活動に要する経費を加え、もって議会の活性化を図るにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

八尾市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年八尾市条例第16号）の一部を次のように改正する。

現 行		改 正 案	
別表（第12条関係）		別表（第12条関係）	
項 目	内 容	項 目	内 容
調 査 研 究 ・ 研修費	研究会、研修会を開催するために必要な経費及び他の団体が開催する研究会、研修会に参加するために要する経費並びに政務活動のために必要な先進地調査若しくは現地調査に要する経費	調 査 研 究 ・ 研修費	研究会、研修会を開催するために必要な経費及び他の団体が開催する研究会、研修会に参加するために要する経費並びに政務活動のために必要な先進地調査若しくは現地調査に要する経費
		<u>要 請 ・ 陳 情 活動費</u>	<u>会派又は議員が行う 要請又は陳情活動に 要する経費</u>
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表要請・陳情活動費の項の規定は、この条例の施行の日以後に会派又は議員が行う要請又は陳情活動について適用する。